平成２９年（フ）第６８号
徳島県勝浦郡上勝町大字旭字中村９番地
破産者　橋本　直也
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６８号
北九州市小倉南区徳力新町１丁目13番25号
破産者　堂本菜菜恵
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６０号
北九州市小倉南区長尾５丁目４番18号（セジュール福西103号）
破産者　出井　庸公
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３７７号
北九州市小倉北区今町１丁目２番４―303号
破産者　南原こと　平栗　裕而
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１号
大分市恵比寿町10番４号（エクセレントリブB201）
破産者　森　　由佳
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
秋田県湯沢市倉内字三ツ田35番地23　市営倉内住宅Ｑ－１
破産者　柿崎　陽子
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１０６１号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目25番５―203号
破産者　脇元銀珠こと　崔　　銀珠
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５７３号
福島県伊達郡国見町大字大木戸字高橋８番地１
破産者　松浦　信雄
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８４１号
横浜市鶴見区駒岡１丁目10番Ａ―112号
破産者　稲垣　味彩（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８４５号
神奈川県大和市西鶴間１丁目８番14号　レインボー南林間305
破産者　名畑　　彰
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００号
新潟市中央区附船町２丁目4079番地３、前住所新潟市中央区入船町４丁目3776番地26
破産者　成田家具こと　成田　政明
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８６号
新潟市東区竹尾663番地12
破産者　井嶋木津枝
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４０号
静岡県沼津市玉江町５番８号、開始決定時の住所静岡県沼津市玉江町６番33号　第二新井ビル６Ｆ
破産者　新井　芳雄
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
愛知県刈谷市丸田町２丁目15番地、開始決定時の住所愛知県刈谷市築地町１丁目35番地３
破産者　矢野　正義
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
名古屋市中村区八社２丁目112番地　ラ・ルーチェ205号、開始決定時の住所愛知県西尾市道光寺１丁目３番地15
破産者　都築　将慶
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
愛知県岡崎市薮田２丁目７番地５　リンピアＷＡＫＩＴＡ201
破産者　新生電機こと　松元　義美
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
鳥取県鳥取市立川町５丁目81番地６、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字浦富997番地
破産者　谷口　真一
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
高知県吾川郡いの町天王南９丁目13番地１
破産者　保木　示乃
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係